

日行連発第250号
平成24年5月22日

各単位会長殿

日本行政書士会連合会
会 長 北山孝次
総務部長 中村利雄

埼玉県さいたま市の職務上請求に係る請求先変更の周知について

標記の件につきまして、別添のとおり埼玉県さいたま市長より、平成24年度より「さいたま市郵送請求処理センター」が設置されたことに伴い、郵送請求に係る取り扱い変更についての周知の依頼がございましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会会員に対し本件を周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本通知は月刊日本行政（7月号）及び日行連HPに掲載を予定しておりますので、ご承知おきください。

以上

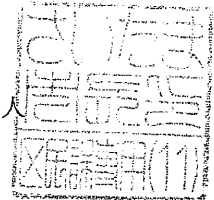
【別添】

- ・平成24年5月2日付（埼玉県さいたま市長より）
「職務上請求に係る請求先変更の周知について（依頼）」

中区区第25号
平成24年5月2日

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次 様

さいたま市長 清水 勇人



職務上請求に係る請求先変更の周知について（依頼）

時下、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、本市では、平成24年度より「さいたま市郵送請求処理センター」を設置し、各区役所にて処理をしておりました郵送請求による住民記録証明等を一括して受付・交付することとなりました。
つきましては、郵送により戸籍・住民記録等に関する請求をする場合、今後、下記のとおりお取り扱いいただくよう会員の皆様に周知をお願いいたします。

記

1 郵送請求処理センターについて

- (1) 名 称 さいたま市郵送請求処理センター
- (2) 所在地等 〒338-8630
さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 私書箱30号
さいたま市中央区役所 区民生活部 区民課内
- (3) 連絡先 Ⅱ 048-840-6078 FAX 048-840-3530
- (4) 取り扱う証明書
 - ・戸籍謄(抄)本 ・除籍謄(抄)本 ・改正原戸籍謄(抄)本
 - ・戸籍の附票(除附票) ・住民票(除住民票)

2 その他

各区役所あてに送付されました請求につきましては一部、処理センターに転送し処理しております関係から返送するまでに数日間を要しております。ご迷惑をおかけいたしますがご理解をお願いいたします。

日行連発第393号
平成24年7月4日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
登録委員会
委員長 田後 隆二

外国人登録関係法令の改正に伴う行政書士登録申請に係る変更点について

先に平成24年6月11日付け・日行連発第301号により連絡したとおり、平成24年7月9日、外国人登録法が廃止され、同時に住民基本台帳法・入管法等が改正されることに伴い、行政書士登録申請の際に外国籍の申請者が提出すべき必要書類を規定する本会会則の一部改正が行われるところとなり、本年度定時総会において可決承認されました。

そして、当該日から適用されることから、あらためてこのことに係る登録事務取扱上の変更点をお知らせします。今後、登録及び変更に係る申請書受理に際しては、留意されますようお願いいたします。

記

1. 改正された条項及び内容

○ 会則第40条(登録の申請) 第2項第二号

改正前の会則では、外国人の場合は、行政書士登録申請時の添付書類の一つとして、戸籍抄本に代えて「外国人登録法の規定による外国人の登録を証する書面」の提出が規定され、当該書面として、「外国人登録原票」の写し又は同「記載事項証明書」の提出を求めています。平成24年7月の新しい在留管理制度の導入により、外国人登録制度は廃止されることとなり、標記の会則条項を一部改正し、根拠法を明示して新たな提出書類を定めたものです。

○ 改正内容

日本行政書士会連合会会則の一部を次のように改正する。

第40条第2項第二号中、「外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定による外国人の登録を証する書面」を「有効な在留資格を証する書面（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の規定による在留カード、又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）の規定による特別永住者証明書）の写し」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、認可の日から施行する。ただし、第40条の規定は平成24年7月9日(※)から適用する。

(※同条に規定される改正法の施行日)

(経過措置)

2 旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第15条及び第28条に基づき、第40条第2項第二号に定める「在留カード」及び「特別永住者証明書」とみなす。

日本行政書士会連合会会則 一部改正
第40条関係 新旧対照表

改正案	現 行
(登録の申請) 第40条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 戸籍抄本（提出の日前3月以内に交付を受けたものとし、登録を受けようとする者が外国人であるときは、 <u>有効な在留資格を証する書面（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の規定による在留カード、又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）の規定による特別永住者証明書）の写しとする。</u> ）	(登録の申請) 第40条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 戸籍抄本（提出の日前3月以内に交付を受けたものとし、登録を受けようとする者が外国人であるときは、 <u>外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定による外国人の登録を証する書面とする。</u> ）

2. 外国人が登録申請する際の本人確認のための書類等について

今般、外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法・入管法等が改正されることに伴い、「外国人登録証明書」は廃止され、「特別永住者証明書」（特別永住者以外の外国人には「在留カード」）が交付されます。また、外国人住民の者も日本人住民と同様に住民票に記載されます。

このことから外国人に係る本人確認のための書類等について、下記の取扱いとなりますので留意してください。

(1) 新規登録申請（会則第40条第2項関係）

(a) 平成24年7月9日前に単位会が受理した場合：

すべての添付書類について、現行通りとする。（住民票の写しの添付は不要。）

(b) 平成24年7月9日以降、単位会が受理した場合：

①第40条第2項第二号関係 ⇒ 下記4点のうち、いずれか1点を添付すること。

- ・外国人登録証明書のコピー … 有効期限（旧外国人登録法に基づく次回確認（切替）申請期間（以下「確認期間」という。）の始期であるその者の誕生日まで）内のものであること（例えば、確認期間「2013年4月1日から30日以内」であれば、「2013年4月1日」までが有効期間となる。）。
単位会において原本をコピーの後、確認印を押印のこと。
- ・記載事項証明書の原本 …… 単位会受理日前3月以内に交付されたもの。
- ・特別永住者証明書のコピー …有効期限内のもの。
（プラスチック製） 単位会において原本をコピーの後、確認印を押印のこと。
- ・在留カードのコピー ……有効期限内のものであること。なお、行政書士登録に至った以降、業務遂行のための十分な在留期間（概ね1年以上を適当と思料する。）があることを確認できること。
単位会において原本をコピーの後、確認印を押印のこと。

② 同条同項第三号関係 ⇒ 住民票の写し（単位会受理日前3月以内に交付されたもの。）

③ 同条同項第四～八号 ⇒ 各号について、現行通りとする。

(第四号に規定する「破産者で復権を得ないものに該当しない者である旨の官公署の証明書」については、これに代えて自認書（登録事務処理要領一書式 8）を添付のこと。)

(2) 変更登録申請（会則第44条第2項関係）

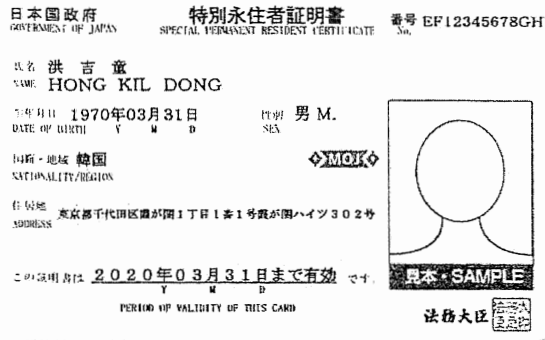
前述の(1)新規登録申請に準拠する取扱いとします。

- ① 氏名、国籍が変更された場合⇒(a)或いは(b)①を参照のこと。
- ② 住所地が変更された場合⇒(a)或いは(b)②を参照のこと。

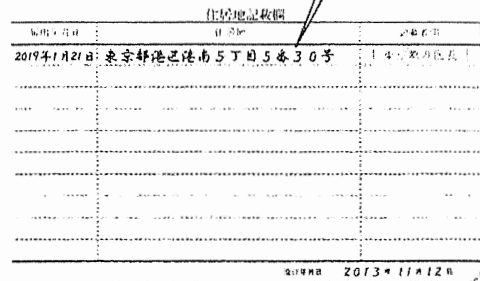
以 上

「特別永住者証明書」は、このようなカードです

(表面)



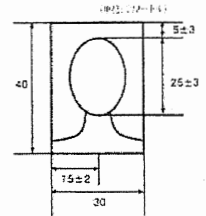
(裏面)



- * 氏名については、アルファベット表記を原則としていますが、漢字（正字）表記を併記することができます。その場合、漢字表記に変更が生じた場合にも変更届出が必要となりますのでご注意ください。
- * 外国人登録証明書に記載されていた「道称名」については、特別永住者証明書には記載されません。

特別永住者証明書の交付を伴う各種申請・届出には、次の規格の写真が必要となります

- 1 申請人本人のみが撮影されたもの
- 2 縁を除いた部分の寸法が、右記図画面の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は、頭頂部（髪を含む。）からあご先まで）
- 3 無帽で正面を向いたもの
- 4 背景（影を含む。）がないもの
- 5 鮮明であるもの
- 6 提出の前3か月以内に撮影されたもの



特別永住者証明書には『有効期間』があります

特別永住者証明書の有効期間は、次のとおりです。

- 16歳以上の方 各種申請・届出後7回目の誕生日まで
(特別永住者証明書の更新をする場合には、更新前の有効期間満了日後の7回目の誕生日まで)
- 16歳未満の方 16歳の誕生日まで



Q. 新しい制度が導入されたら、すぐに外国人登録証明書を特別永住者証明書に換えなければなりませんか？

A. 現在お持ちの外国人登録証明書は、新しい制度導入後も、一定期間は、その外国人登録証明書を特別永住者証明書とみなすこととなりますので、すぐに換える必要はありません。
 ただし、特別永住者証明書には「有効期間」があり、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書についても有効期限までに市区町村の窓口で有効期間更新申請を行う必要があります。その有効期限については、原則として、旧外国人登録法に基づく次回確認（切替）申請期間（以下「確認期間」といいます。）の始期であるその方の誕生日までとなります（例えば、確認期間が「2019年4月1日から30日以内」の方であれば、「2019年4月1日」までが有効期限となります。）。
 また、確認期間が改正法の施行期日（2012年7月9日）から3年以内に到来する方については、施行期日から3年以内に換えていただければ大丈夫です。

【お問い合わせはこちら】 外国人在留総合インフォメーションセンター（平日9:30～17:15）
 TEL 0570-013904（IP電話・PHS・海外からは03-5796-7112）

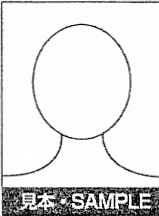
ポイント 7 「在留カード」が交付されます

■「在留カード」はどういうカード？

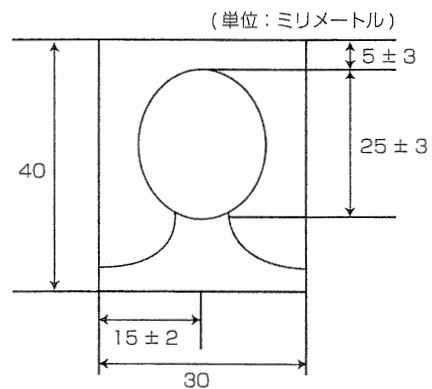
在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

※ 在留カードには偽変造防止のためのICチップが搭載されており、カード面に記載された事項の全部又は一部が記録されます。

(カード表面)

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	在留カード RESIDENCE CARD	番号 AB12345678CD No.
氏名 TURNER ELIZABETH NAME:		
生年月日 1985年12月31日 性別 女 F.国籍・地域 米国 DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION		
居住地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイソ202号 ADDRESS		
在留資格 留学 STATUS College Student	就労制限の有無 就労不可	
在留期間 (満了日) 4年3月 (2018年10月20日) PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION) Y M D		
許可の種類 在留期間更新許可 (東京入国管理局長) ◆MOBI◆		
許可年月日 2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日		
このカードは 2018年10月20日まで有効 です。 PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD		

在留カードの交付を伴う各種申請・届出には次の規格の写真が必要となります



- 1 申請人本人のみが撮影されたもの
- 2 縁を除いた部分の寸法が、上記図画面の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は、頭頂部（髪を含む。）からあご先まで）
- 3 無帽で正面を向いたもの
- 4 背景（影を含む。）がないもの
- 5 鮮明であるもの
- 6 提出の前日3か月以内に撮影されたもの

(カード裏面)

居住地記載欄		
届出年月日	住所地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京港区長

資格外活動許可欄 許可：原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く	在留期間更新等許可申請欄 在留資格変更許可申請中
--------------------------------------	-----------------------------

在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請をしたときに、これらの申請中であることが記載される欄です。
※申請後、更新又は変更の許可がされたときは、新しい在留カードが交付されます。

在留カードには「有効期間」があります

在留カードの有効期間は、次のとおりです。

永住者
 16歳以上の方 交付の日から7年間
 16歳未満の方 16歳の誕生日まで

永住者以外
 16歳以上の方 在留期間の満了日まで
 16歳未満の方 在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

改正法施行に係る主な変更点等について

東京入国管理局審査管理部門

平成24年7月9日から、新しい在留管理制度がスタートします。施行に伴い、各種手続や対応窓口が変更となりますので、ご案内します。

なお、施行日前後は、在留カード等の交付に伴う窓口の混雑が見込まれますので、申請人の在留期限までに問題がなく、また、特段の事情がない限り、7月17日以降に在留カード・証印等を受け取りに来ていただくようご協力をお願いいたします。

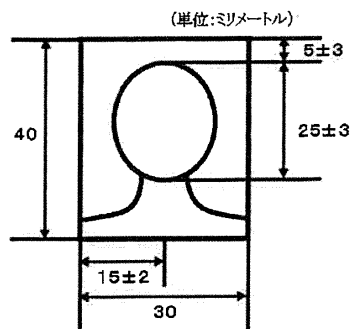
ご参考までに、7月9日以降に許可された場合には、在留カードの交付を受けることとなり、外国人登録証明書から在留カードに切り替わるほか、在留期間更新許可等を受けた旨が当局から市区町村あてに通知されるため、これまで義務付けられていた外国人登録法上の在留期間の変更に係る申請を行う必要がなくなります。

記

- 1 当局2階カウンターの変更について
別添（2階フロア案内図）のとおり、変更となります。
- 2 新様式申請書の受付開始について
新様式の申請書は施行日（7月9日）から受付を開始します。
在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請等の際にも、16歳以上で、3月を超える在留期間を希望する場合には、写真（1葉）を申請書に貼付して提出することとなります。
旧様式申請書についても、当分の間、使用は可能ですが、写真の提出が必要となる方は申請書に写真を貼付することとなるため、施行後は新申請書を使用願います。
なお、提出していただく写真については、下記の規格のものを提出願います。写真の提出がない場合、又は、規格を満たさない写真が提出された場合には、

在留カードを交付することができませんので、ご注意ください。

【写真の規格】



※ 写真の裏面には、申請人の国籍、氏名、生年月日を記載願います。

※ 在留資格認定証明書交付申請書に貼付された写真は、上陸許可時に交付される在留カードに使用されることとなります。

(1) 写真のサイズ

縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

また、上記の図に規定する写真全体に対する顔の大きさ（頭頂部からあごまで）、向き、中心位置、写真上部と頭頂部の余白の寸法に適合する写真とする。

(2) 申請人本人のみが撮影されたものであること

(3) 写真を撮影した時期

提出する写真は、提出の前3か月以内に撮影されたものとする。

ただし、入院中のため写真を撮影することができないなど3か月以内に撮影した写真を提出できない場合には、可能な限り新しい写真とする。

(4) 無帽で正面を向いたものであること。

宗教上又は医療上の理由により当該要件を満たす写真を提出することができない特段の事情がある場合、当該事情に係る陳述書（任意様式）を提出する。また、顔を覆う部分が同一人性の確認の大きな妨げとならず、かつ、特段の事情があると認められる場合には、当該要件を満たさない写真でも差し支えない。

(5) 背景（影を含む）がないこと。

前記（4）により着用物がある場合、顔の上に影がないこと

背景は無地（単色）であればよく、色は特に指定しないが、背景の色がきつく人物を特定しづらいものは、不可。

(6) 写真の鮮明さ

写真の焦点が合っているもの、しみ、汚れ、穴等がなく、顔写真に影がないもの、衣服や頭髪等により目、鼻、口等が隠れていないもの、背景がないもの、デジタルカメラで撮影したものについては写真の解像度が高いものなど、在留カードへの使用を前提とした鮮明な写真と

する。

3 旅券、外国人登録証明書、在留カードの取扱いについて

現行は、申請時には、「旅券（原本）」及び「外国人登録証明書の両面コピー」を、証印受領時には「旅券（原本）」を持参いただいているところ、**施行後は、申請時並びに在留カード・証印受領時には、必ず「旅券（原本）」及び「在留カード・外国人登録証明書（原本）」をご持参ください。**

※ 旅券、在留カード又は外国人登録証明書を忘れた場合には、手続を行うことができませんので、ご注意ください。

※ 在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請を受理した際には、申請人の在留カードの裏面に「在留期間更新申請中」又は「在留資格変更申請中」と記載された印を押印する取扱いとなります（ただし、外国人登録証明書の裏面には押印しません。）。

※ 現行では、各種申請に際し、旅券に受理印を押印していましたが、施行後は受理票を発行することとなります。

※ 在留カード・証印受領時に、旧在留カード又は外国人登録証明書を返納していただいた上で、新しい在留カードを交付します。

なお、旧在留カード又は外国人登録証明書については穿孔措置をした上で還付します。

※ 申請手続の間、申請人本人には、「在留カード・外国人登録証明書の両面コピー」を携行させるようお願いします。その際、同コピーの余白には「〇〇入管への〇〇申請のため、行政書士（申請等取次者）△△が預かっています」旨の記載及び連絡先（電話番号等）を付記願います。

4 在留期間更新許可申請等に伴って交付される在留カードの受領について

在留期間更新許可申請等に伴って交付される在留カードの受領については、施行規則に受領者が規定されております。

従前、証印による許可については、行政書士の補助者、同じ弁護士事務所に所属する職員、申請人と同じ企業に勤務している者等も受領が可能でしたが、今後は認められなくなりますので、ご注意願います。

一方、申請については申請人本人が行ったものの、在留カードの受領のみを取次者に依頼することは可能となります。その際、申請人ご本人からの委任状を提出してください。

なお、在留カードの交付については、従前よりも作業時間がかかることが見込まれておりますので、同種案件ケース等で、一度に30件以上の在留カードを受領することが見込まれる場合は、事前に当部門までご相談ください。

【参考：改正入管法施行規則第59条の6】※ 受領に関する抜すい

第59条の6

1 (略)

2 法第61条の9の3第3項に規定する法務省令で定める場合（同条第1項第2号に掲げる行為に係る場合に限る。）は、次の各号に掲げる場合とする。

一 次のイからハまでに掲げる者が、外国人に代わつて別表第7の1の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合（イ及びロに掲げる者にあつては、当該外国人又は法第61条の9の3第2項の規定により当該外国人に代わつてしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ハに掲げる者にあつては、同項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。）であつて、地方入国管理局長において相当と認めるとき。

イ 受入れ機関等の職員又は公益法人の職員で、地方入国管理局長が相当と認めるもの

ロ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの

ハ 当該外国人の法定代理人

二 (略)

3 法第61条の9の3第4項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 前項第1号イ又はロに掲げる者が、本邦にある外国人又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつて別表第7の2の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方入国管理局長において相当と認めるとき。

二 (略)

4・5 (略)

別表第7（第59条の6関係）

1

外国人が自ら出頭して行うこととされている行為	当該外国人に代わつてする行為
法第19条の10第1項の規定による届出	第19条の9第1項に定める届出書等の提出及び同条第2項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第19条の11第1項又は第2項の規定による申請	第19条の10第1項に定める申請書等の提出及び同条第2項において準用する第19条の9第2項に定める旅券

	等の提示等に係る手続
法第19条の12第1項の規定による申請	第19条の11第1項に定める申請書等の提出及び同条第2項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第19条の13第1項又は第3項の規定による申請	第19条の12第1項又は第2項に定める申請書等の提出及び同条第3項において準用する第19条の9第2項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第19条の10第2項の規定（法第19条の11第3項、第19条の12第2項及び第19条の13第4項において準用する場合を含む。）により交付される在留カードの受領	この項の上欄の規定により交付される在留カードの受領に係る手続

2

外国人が自ら出頭して行うこととされている行為	当該外国人に代わつてする行為
法第20条第2項の規定による在留資格の変更の申請	第20条第1項及び第2項に定める申請書等の提出並びに同条第4項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第21条第2項の規定による在留期間の更新の申請	第21条第1項及び第2項に定める申請書等の提出並びに同条第4項において準用する第20条第4項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第22条第1項の規定による永住許可の申請	第22条第1項に定める申請書等の提出及び同条第3項において準用する第20条第4項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第22条の2第2項（法第22条の3において準用する場合を含む。）の規定による在留資格の取得の申請	第24条第1項及び第2項に定める申請書等の提出並びに同条第4項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第22条の2第2項（法第22条の3において準用する場合を含む。）の規定による在留資格の取得の申請（永住者の在留資格の取得の申請に限る。）	第25条第1項に定める申請書等の提出及び同条第3項において準用する第24条第4項に定める旅券の提示等に係る手続
法第20条第4項第1号（法第21条第4項及び第22条の2第3項（法第22	この項の上欄の規定により交付される在留カードの受領に係る手続

条の3において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。), 第22条第3項(法第22条の2第4項(法第22条の3において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。), 第50条第3項又は第61条の2の2第3項第1号の規定により交付される在留カードの受領	
--	--

5 証印転記について

施行後については、現に有効な上陸許可証印、再入国許可証印又は資格外活動許可証印について証印転記を行います。在留カードが交付されることとなる在留期間更新許可証印等については、証印転記は廃止になります。

施行前に永住許可を受けられた方についても、証印転記は行わず、今後は在留カードの交付によることとなります。

6 在留カードの各種交付申請について

7月9日以降、在留カードが交付される場面は以下のとおりです。

- ① 新規上陸に伴う在留カードの交付
- ② 在留期間更新許可等(変更, 取得, 永住)に伴う在留カードの交付
- ③ 住居地以外の記載事項の変更届出に伴う在留カードの交付
- ④ 在留カードの有効期間更新に伴う在留カードの交付
- ⑤ 紛失に伴う在留カードの再交付
- ⑥ 毀損汚損に伴う在留カードの再交付
- ⑦ 交換希望による在留カードの再交付
- ⑧ 任意の切り替えによる在留カードの交付(外国人登録証明書から在留カードへの切替申請)

上記①については、入国した空港で交付することとなりますが(※)、②から⑧については、住居地を管轄する地方入国管理局、支局及び出張所で行うこととなります。

当局では、上記②についてはAカウンターで(詳細については、上記4のとおり)、上記③から⑧については、Dカウンターで行う予定です。

上記③から⑧の申請については、申請書のほか、写真(1葉, 16歳以上の場合)、旅券(原本)、在留カード又は外国人登録証明書(いずれも原本)をご持参いただくほか、上記③「住居地以外の記載事項の変更届出に伴う在留カードの交付」については、記載事項が変更となったことを証明する書類もご提

出いただくこととなります。

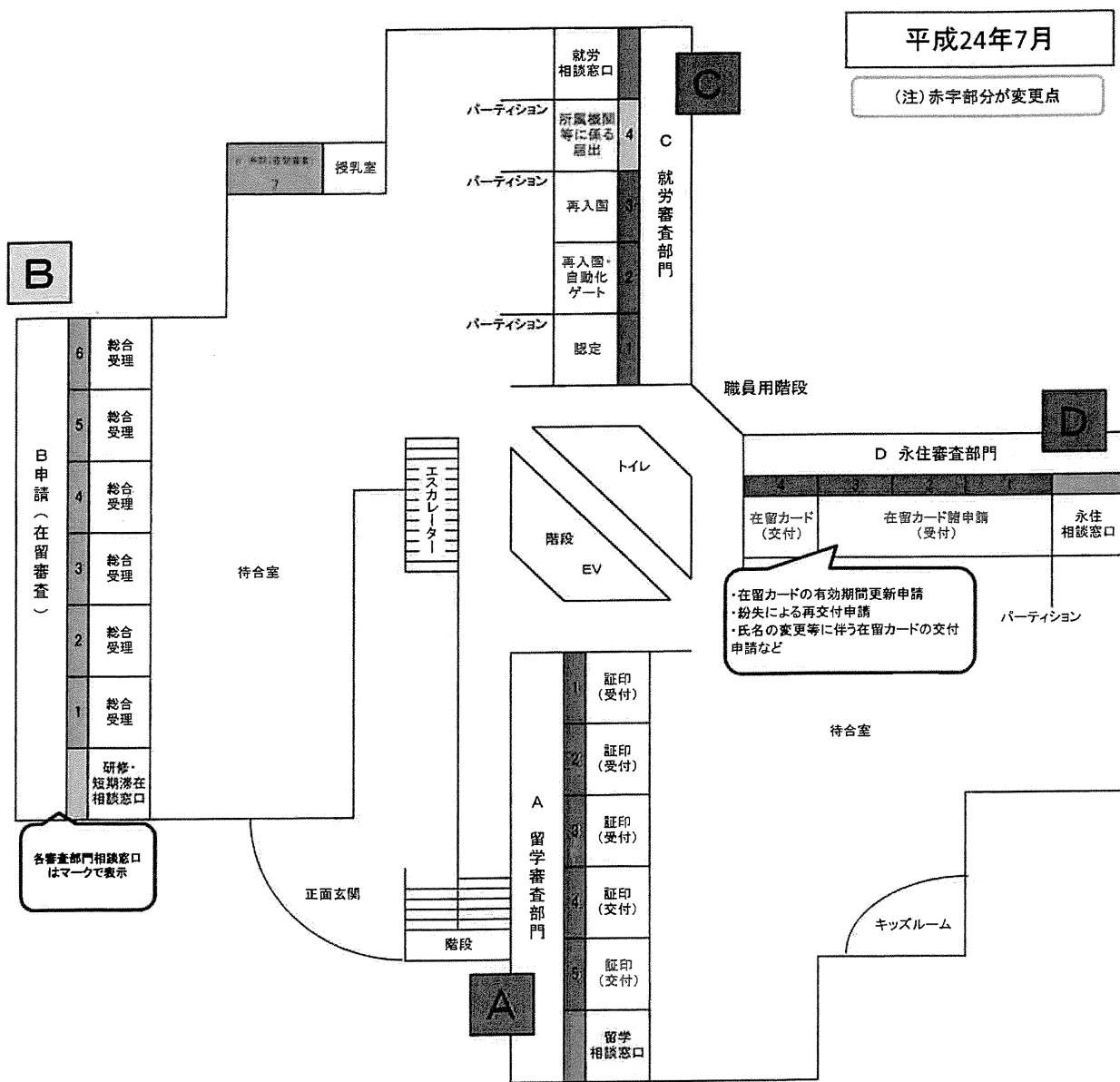
なお、特段の支障がない限り、交付申請当日に在留カードを交付する予定と
しています。

(※) 成田空港，羽田空港，中部空港及び関西空港においては，上陸許可時
に在留カードを交付することとなりますが，それ以外の空海港について
は，入国後，市区町村の窓口に住居地の届出をした後，当該住居地あて
に在留カードが送付されます。

7 取次リストの廃止について

在留期間更新許可等申請，再入国許可申請及び証印転記時には「申請取次リ
スト」を提出していただいていたおりましたが，当該取扱いを廃止します。

ただし，ファクシミリによる事前予約の場合には，予約時間調整のために必
要となりますので，引き続きご提出願います。



茨城県行政書士会 御中

茨城県農林水産部農業政策課農地調整グループ

「農地法関係事務処理の手引き（農地転用許可関係）」の一部改正
に通知の修正について

日頃から、本県の農地行政の推進にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成24年5月14日付けでお送りいたしました下記通知の一部に誤りがありました。

つきましては、修正箇所について改めてお送りいたしますので、お手数で恐縮ですが、該当ページの差替えについて特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 通知名

「農地法関係事務処理の手引き（農地転用許可関係）及び（別冊 農地等の権利移動関係等）」の一部改正について（通知）

2 修正箇所

新旧対照表7ページ

農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）の事務処理要領編の（2ヘクタール以下の転用許可に係る異議申立ての教示文 農業委員会用）の「新」の項の「2の括弧書き」（理由：記載誤りがあったため。）

正	誤
（訴訟において〇〇市を代表する者は農業委員会となります。）	（訴訟において茨城県を代表する者は知事となります。）

照会先
茨城県農林水産部農業政策課
農地調整グループ
高柳 剛正

〒310-8555
茨城県水戸市笠原町978-6
電話 029-301-3838
FAX 029-301-3847
Mail k131259@pref.ibaraki.lg.jp

新	旧
<p>「事務処理要領編」</p> <p>(2へクター以下)の転用許可に係る異議申立ての教示文 農業委員会用)</p> <p>1 この処分に対する不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市農業委員会に異議申立書(同法第48条で準用する同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。)を提出して異議申立てをすることをします。(なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは異議申立てをすることができなくなります。)</p> <p>ただし、この処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に公営等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)正副2通を提出して裁定の申請をすることができず。</p> <p>2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市を被告として(訴訟において〇〇市を代表する者は農業委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができず。(なお、処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条第1項の規定により、この処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができず。</p> <p>① 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>「事務処理要領編」</p> <p>(2へクター以下)の転用許可に係る異議申立ての教示文 農業委員会用)</p> <p>1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市農業委員会に異議申立書(同法第48条で準用する同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。)を提出して異議申立てをすることをします。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。</p> <p>なお、この処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に公営等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。)正副2通を提出して裁定の申請をすることができず。</p> <p>2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、〇〇市を被告として(訴訟において〇〇市を代表する者は農業委員会となります。)、提起することができず。ただし、上記1の異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、上記1の異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>3 処分の取消しの訴えは、農地法第54条第1項の規定により、上記1の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができず。</p> <p>① 異議申立てがあった日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。</p> <p>②～③ (略)</p>



監 第 182 号
平成24年6月8日

茨城県行政書士会長 殿

茨城県土木部長



平成24年7月改正の経営事項審査に係る再審査の実施について

このことについて、別添のとおり実施することといたしましたので、ご了知いただきますとともに、貴下会員に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、別添の文章については、監理課建設業担当ホームページにおいて掲載しております。

経営事項審査を受審される建設業者の皆様へ

「経営事項審査の再審査について」

平成24年7月1日より、経営事項審査の審査項目の一部改正が行われます。これに伴いまして、平成24年6月30日までに現行の基準で経営事項審査の結果を受けた方向けに、今回改正される新基準での再審査を下記のとおり実施することといたしました。

記

1. 審査項目の一部改正内容

- (1) その他の審査項目（社会性等）の「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」を「健康保険加入の有無」と「厚生年金保険加入の有無」に区分。
- (2) 「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」について未加入の場合の減点幅を拡大。
- (3) 外国子会社の完成工事高、利益額及び自己資本額について、評価の対象とする。

2. 再審査の対象者

平成24年6月30日までに経営事項審査を完了し、再審査申請時点で、結果通知書の有効期間が残っている茨城県知事許可業者。

※「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」について、いずれも加入している又は適用除外とされている場合、再審査を受ける必要はありません。

※「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」のいずれかが未加入であるにもかかわらず、新基準における結果通知を受けていない業者については、次回の茨城県建設工事入札参加資格定期受付において、不公平のないよう点数の補正を行う予定です。

3. 再審査の実施時期

平成24年7月1日から平成24年10月28日までの指定日

※指定日については、決定次第、別途お知らせいたします。

4. 再審査の申し込み方法

通常審査と同様、「経営規模等評価申込票」(往復はがき)により、申し込んでください。ただし、通常審査と区別するために、申し込み面に朱書きで【再審査】と記載してください。

5. 再審査に係る手数料について

再審査については、無料とさせていただきます。

6. その他の注意事項

- ・ 申請書の記載については、記入例を参考にしてください。
- ・ 今回、再審査の対象になるのは、改正に関わる部分となりますので、対象業種や技術者などの前回の申請内容の修正はできません。
- ・ すでに平成23・24年度茨城県建設工事入札参加資格を申請している方は、再審査後に発行された経営事項審査結果を送付していただく必要はありません。
- ・ 経営状況分析については、再度受けていただく必要はありません。(ただし、前回分のコピーを添付してください。)
- ・ 茨城県が行う再審査については、茨城県知事許可業者を対象としておりますので、県内に本店を置く大臣許可業者の方は、関東地方整備局に確認してください。

監理課建設業担当

茨城県内に主たる営業所を有する 大臣許可業者の方へ

○平成24年7月施行の経営事項審査改正について

県内の大臣許可業者経営事項審査については、県を經由して関東地方整備局へ申請書を進達することとなっておりますが、平成24年7月1日から経営事項審査の審査基準が改正されることに伴い、旧基準での申請の受付期限を下記のとおりとしますので、ご注意ください。

記

受付期限 平成24年6月18日（月）

なお、期限日以降の申請については、すべて新基準での受付となりますので、変更後の様式及び確認書類を関東地方整備局のホームページでご確認下さい。

※7月1日以前に受付した新基準の申請でも、結果通知書が発送されるのは7月1日以降となるのでご注意ください。

経営事項審査日程表／平成24年再審査

月	7月	8月	9月
審査・受付日	① 4日(水)	1日(水)	3日(月)
	② 5日(木)	7日(火)	5日(水)
	③ 11日(水)	8日(水)	10日(月)
	④ 12日(木)	22日(水)	12日(水)
	⑤ 18日(水)	29日(水)	19日(水)
	⑥ 19日(木)	30日(木)	26日(水)
	⑦ 25日(水)		
	⑧ 26日(木)		
	⑨		
	⑩		
	⑪		
	⑫		
月	10月		
審査・受付日	① 1日(月)		
	② 5日(金)		
	③ 12日(金)		
	④ 15日(月)		
	⑤ 19日(金)		
	⑥		
	⑦		
	⑧		
	⑨		
	⑩		
	⑪		

(ご注意)

- 1 指定日・指定時間の15分前までに会場においでください。
ただし、若干審査時間が前後する事がありますので、ご了承願います。
- 2 再審査を受けられる方については、経営状況分析結果通知書の写しをお持ちください。
- 3 審査会場は、県庁舎内「経営審査会場」(行政棟11階南側)で行っています。
- 4 経営事項審査のお申し込みは直接茨城県土木部監理課まで往復ハガキにてお願いします。
具体的な日時については上記日程のうちからハガキにて個別に通知します。



建 指 第 2 3 8 号
平成 2 4 年 6 月 4 日

茨城県行政書士会長 殿

茨城県土木部都市局建築指導課長



つくばみらい市区域指定の縮小について

平素より、本県の開発許可行政にご協力頂き、御礼申し上げます。
さて、標記の件について、茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例第6条第2項において準用する第4条第4項の規定に基づき、平成24年5月31日付けで告示したことをお知らせします。

◇告示概要

- ・ 指定区域市町村 つくばみらい市
- ・ 種別 12号区域
- ・ 土地の区域 別添茨城県報 第2389号（平成24年5月31日）
茨城県告示第635号を参照ください。
- ・ 既存集落の区分 第6種集落
- ・ 関係図書の閲覧場所 茨城県土木部都市局建築指導課
茨城県県南県民センター建築指導課
つくばみらい市都市建設部都市計画課

◇連絡先

茨城県土木部都市局建築指導課
宅地 G 中川・佐藤
TEL 029-301-4732
FAX 029-301-4739



茨城県報

第 2389 号

平成24年5月31日

木 曜 日

通知・通達

茨城県・市町村から

目 次

規 則	ページ
●茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境対策課）	1
告 示	
●身体障害者福祉法に規定する医師の指定（障害福祉課）	22
●障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）	24
●大規模小売店舗の変更の届出（中小企業課）	24
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課）	25
●茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の規定に基づく区域の縮小 （建築指導課）	26
（選挙管理委員会）	
●選挙管理委員会第6回定例会の招集	26
公 告	
●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）	27
●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（生活文化課）	27
●特定病院の認定（障害福祉課）	28
●特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定（障害福祉課）	28
●卸売業務の廃止（販売流通課）	28
●基本測量の実施（用地課）	29
●漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞（水産事務所）	29
（警 察 本 部）	
●入札公告	29

規 則

茨城県規則第24号

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年5月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第635号

茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成14年茨城県条例第26号）第6条第2項において準用する第4条第4項の規定により、次のとおり、除外される区域を告示する。

なお、その関係図書は、つくばみらい市、茨城県土木部都市局建築指導課及び県南県民センター建築指導課において保管し、公衆の閲覧に供する。

平成24年5月31日

茨城県知事 橋 本 昌

縮小により除外される区域の名称 (番号)	土地の区域	既存集落の 区分
南太田地区 (塙・久保) (伊12-1)	つくばみらい市南太田字溝添, 字塙坪, 字塙, 字窪の各一部	第6種集落
城中・東栗山・足高・伊丹地区 (伊12-5)	つくばみらい市城中字前田, 字寺山, 字寺前, 字御館, 字西坪 の各一部 字寺下の全部 東栗山字中, 字門口, 字小作谷ツ, 字入の各一部 字下の全部 足高字波中, 字鷺ノ台の各一部	第6種集落
福岡・台・福岡台入会地・南地区 (谷12-1)	つくばみらい市福岡字花輪前の一部	第6種集落
東楢戸・西楢戸・東西楢戸入会地地 区 (谷12-4)	つくばみらい市東楢戸字台坪の一部	第6種集落

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第36号

平成24年第6回定例会を次のとおり招集する。

平成24年5月31日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

1 日 時

平成24年6月13日(水)午後1時30分

2 場 所

水戸市笠原町978番6

茨城県庁選挙管理委員会

3 議 題

- (1) 海区漁業調整委員会委員一般選挙の執行について
- (2) 平成24年2月12日執行つくばみらい市議会議員一般選挙に係る選挙及び当選の効力に関する審査の申立てについて
- (3) 平成24年第8回定例会の日程等について
- (4) 政治団体の設立届出等の状況について

農政第91-3号
平成24年5月14日

茨城県行政書士会会長 殿

茨城県農林水産部長
(公印省略)

「農地法関係事務処理の手引き（農地転用許可関係）及び（別冊 農地等の権利移動関係等）」の一部改正について（通知）

このことについて、「農地法関係事務処理の手引き（農地転用許可関係）及び（別冊 農地等の権利移動関係等）」を別添新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することといたしましたので通知します。

※ 主な改正事項

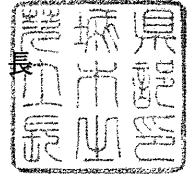
- ・ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行に伴い、農地法第3条第1項の許可について、都道府県知事が処理するとされていた農地及び採草放牧地の権利移動の許可権限が全て農業委員会に移譲されたことによる事務取扱いの変更を主な内容とする農林水産省関係通知の一部改正が行われたこと等を受け、所要の改正を行うもの。



建指第 116 号
平成24年 5月 2日

茨城県行政書士会長 殿

茨城県土木部長



市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準の一部改正について（通知）

このことについて、下記のとおり基準を一部改正し、平成24年5月18日から施行することとしましたので貴会会員に周知願います。

記

- 1 市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準の一部改正について：別添1
- 2 市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準【改正後】：別添2
- 3 市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準の新旧対照表：別添3

担当：土木部都市局建築指導課
宅地グループ 中川，佐藤
電話 029-301-4732

市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準の一部改正について

【改正基準】

市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準 (昭和53年8月24日施行)
(平成24年5月18日施行)

(1) 改正理由

- 茨城県開発審査会付議基準の「包括承認基準12 線引日前から宅地である土地における建築行為等の許可の取扱いについて」が平成24年5月17日に期限終了し、新基準「包括承認基準18 線引日前から宅地である土地における一戸建住宅の建築許可の取扱いについて」が平成24年5月18日から施行される。

それに合わせ、「市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準」の対象基準の条項見直しを行う。

(2) 主な改正点

- 基準3(1)イ内の「同基準12」を「同基準18」と改める。
- 基準3(6)ハ内の「包括基準15」を「包括基準14」と改める。
- 改正履歴について付則へ記載し、施行日を明確にする。

(3) 施行日

平成24年5月18日施行

市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準

施行 昭和 53 年 8 月 24 日
最終改正 平成 24 年 5 月 18 日施行

1. 都市計画法における増築について

次の各号による増築は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 42 条又は法第 43 条の許可を要する新築又は改築としては取り扱わない。

- (1) 下記の土地において増築する場合はイ又はロのいずれかによる。
 - ① 線引日に既に存する建築物の敷地
 - ② 線引日以降に法第 29 条若しくは法第 43 条により許可（法第 34 条の 2、法第 43 条第 3 項の協議（以下「特例協議」という。）を含む。）を受けた区域
 - ③ 既存宅地（旧法第 43 条第 1 項第 6 号ロ）の確認を受けた区域
 - ④ 平成 19 年 10 月 1 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した郵便事業の用に供する施設である建築物の敷地
 - ⑤ 平成 19 年 11 月 30 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。以下「学校」という。）の敷地
 - ⑥ 平成 19 年 11 月 30 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する助産所、診療所又は病院（以下「医療施設」という。）の敷地
 - ⑦ 平成 19 年 11 月 30 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する更生保護施設（以下「社会福祉施設」という。）の敷地
 - ⑧ 平成 19 年 11 月 30 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した庁舎等の建築物の敷地
 - ⑨ 平成 19 年 11 月 30 日の前に国、県等の開発行為等として開発許可等の適用除外を受け立地した建築物の敷地

イ 線引日時点における既存の建築物又は許可時若しくは既存宅地確認時の予定建築物の延べ面積を 50% を限度として増加させること。

ロ 建ぺい率 50%、容積率 100% を限度として増築すること。
- (2) 上記 (1) の建築物の高さの限度は 10m とする。なお、従前の建築物が 10m を超えていた場合は、従前の建築物の高さまでとする。ただし、階数が 3 以下で、建築基準法別表第 4 第一項（は）欄及び（に）欄（1）号の基準を満足する建築物については、この限りでない。
- (3) 戸建専用住宅にあっては、上記 (1) の定めにかかわらず建築基準法の規定するところによるものとする。
- (4) 法第 34 条第 1 号に該当する店舗については、上記 (1) 及び (2) によるほか、業務の用に供する部分の増築後の延べ面積は、同号の許可基準に規定する業務の用に供する部分の面積を限度とする。
- (5) 法第 34 条第 9 号に該当するドライブインについては、上記 (1) 及び (2) によるほか、同一敷地内に駐車場を 8 台以上かつ店舗面積の 3 倍以上確保すること。
- (6) 法第 34 条第 11 号及び第 12 号に該当する施設については、上記 (1) 及び (2) によるほか、当初許可時の許可基準の規定するところによるものとする。
- (7) 法第 41 条第 1 項で建ぺい率等の指定をしている場合は前号の定めによらない。
- (8) 線引日以降に法第 29 条第 1 項第 11 号及び法第 43 条第 1 項第 5 号で定める通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為（以下「軽易な行為等」という。）により新築した場合の土地の区域については、上記 (1) の基準によらず、軽易な行為等の取り扱い基準を限度とする。また、線引日以降に軽易な行為等により用途変更をした場合、その用途変更をした部分の増築の面積は、軽易な行為等の取り扱い基準を限度とする。
- (9) 上記 (1) ④の上記 (1) イの「線引日」は「平成 19 年 10 月 1 日」と読み替える。
- (10) 上記 (1) ⑤⑥の上記 (1) イの「線引日」は「平成 19 年 11 月 30 日」と読み替える。
- (11) 法第 34 条第 1 号に該当する社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（以下「社会福祉法第 2 条施設」という。）で入所系施設の増築後の定員は、30 人未満とする。

2. 法第 42 条又は法第 43 条の許可のいらぬ改築について

従前の建築物又は第一種特定工作物の全部若しくは一部を除却し又は災害等による従前の建築物等の全部若しくは一部が滅失した場合において、従前の建築物と規模、構造、用途がほとんど同様の建築物等の建築等をする場合については、法第 42 条又は法第 43 条の許可を要しない改

築として取扱うこととし、「ほとんど同様」の範囲を次のように定める。

- (1) 規模……上記1と同様とする。
- (2) 構造……原則として階数の変更、構造部材等の変更があってもよい。
- (3) 用途……従前と同一であるもの。

3. 法第42条又は法第43条の許可のいらない用途変更について

- (1) 線引日以降に法第29条又は法第43条により許可を受けて適法に立地し、かつ現に適法に使用されている以下の建築物については、当該許可時の使用目的、条件等を変更せずに申請人のみ変更する場合は、用途変更としては取扱わない。ただし、イ、ホ及びヘについては、以前に同趣旨の茨城県開発審査会付議基準第3の2に定める包括承認基準（以下「包括基準」という。）により許可を受けて建築した建築物を含むものとする。

イ 包括基準3、同基準8又は同基準18により許可を受け建築した建築物

ロ 法第34条第1号により許可を受け建築した建築物（店舗併用住宅の場合は当該住宅の立地要件が属人性を有しないものに限る）

ハ 法第34条第2号、第4号又は第7号から第10号までにより許可を受け建築した建築物。

ニ 法第34条第11号により許可を受け建築した建築物又は茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成14年茨城県条例26号。以下「条例」という）第6条第1項第1号若しくは第2号に該当するものとして法第34条第12号により許可を受け建築した建築物

ホ 条例第6条第1項第7号に該当するものとして法第34条第12号により許可を受け建築した建築物

ヘ 条例第6条第1項第6号に該当するものとして法第34条第12号により許可を受け建築した建築物のうち、当初許可が上記イからホまで又は下記(2)に該当するもの

- (2) 線引日に既に存する建築物及び既存宅地の確認を受けて建築した建築物については、申請人、使用者の変更（自己用に限定して都市計画法施行規則第60条による証明を受けたものは自己用に限る）を用途変更として取扱わない。

- (3) 平成19年10月1日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した郵便事業の用に供する施設である建築物については、申請人、使用者の変更を用途変更として取扱わない。

- (4) 平成19年11月30日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した学校、医療施設、社会福祉施設、庁舎等の建築物については、申請人、使用者の変更を用途変更として取扱わない。

- (5) 平成19年11月30日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した国、県等の建築物については、申請人、使用者の変更を用途変更として取扱わない。

- (6) 適法に立地し、かつ現に適法に使用されている次の各号に掲げる建築物については、それぞれ当該各号に定める建築物に変更する場合は、用途変更として取扱わない。

イ 法第34条第1号許可基準[I]による許可を受け立地した建築物

許可を受け立地した建築物と法第34条第1号許可基準[I]第3(1)、(2)及び(4)の各区分が同じ区分の用に供する建築物

ロ 開発許可等の適用除外を受け立地し、現行の法第34条第1号許可基準[I]に適合する建築物

適用除外を受け立地した建築物と法第34条第1号許可基準[I]第3(1)、(2)及び(4)の各区分が同じ区分の用に供する建築物

ハ 法第34条第1号許可基準[I]により許可を受け立地した社会福祉法第2条施設、又は包括基準14により許可を受けた社会福祉施設

許可を受け立地した社会福祉施設と変更しようとする社会福祉施設を規定する各根拠法が同じ施設（入所系施設と通所系施設の変更を伴う場合は除く。ただし、入所系施設で定員30人未満については、通所系施設とみなす。）

ニ 開発許可等の適用除外を受け立地した社会福祉施設

適用除外を受け立地した社会福祉施設と変更しようとする社会福祉施設を規定する各根拠法が同じ施設（入所系施設と通所系施設の変更を伴う場合は除く。ただし、入所系施設で定員30人未満については、通所系施設とみなす。）

ホ 法第34条第1号許可基準[II]による許可を受け立地した建築物

許可を受け立地した建築物と法第34条第1号許可基準[II]第3(1)に掲げる対象業種の中分類上で同じ業種の用に供する建築物（用途変更後の敷地面積が許可要件の敷地面積内のものに限る。）

注) 1(1)⑨の「国、県等の開発行為等として開発行為等の適用除外を受け立地した建築物」とは、平成19年11月30日の前は、開発行為等の適用除外の対象であったが、現在は、許可又は特例協議対象となっている建築物をいう。

- 付 則
1. この基準は、昭和 53 年 8 月 24 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、昭和 57 年 7 月 9 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、昭和 62 年 8 月 27 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、平成 19 年 10 月 24 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、平成 24 年 5 月 18 日から施行する。
2. この基準において、茨城県開発審査会付議基準の改正（平成 24 年 5 月 18 日施行）前の「包括承認基準 12 線引日前から宅地である土地における建築行為等の許可の取扱いについて」により許可を受けて、建築した建築物については、3（1）イ「同基準 18」を「同基準の改正（平成 24 年 5 月 18 日施行）前の包括基準 12」と読み替えるものとする。

市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準 新旧対照表

改正案	現行
<p>市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準</p> <p>施行 昭和53年8月24日 最終改正 平成24年5月18日施行</p> <p>1. 都市計画法における増築について (略) (1)～(11) (略)</p> <p>2. 法第42条又は法第43条の許可のいらない改築について (略)</p> <p>3. 法第42条又は法第43条の許可のいらない用途変更について (1) 線引日以降に法第29条又は法第43条により許可を受けて適法に立地し、かつ現に適法に使用されている以下の建築物については、当該許可時の使用目的、条件等を変更せずに申請人のみ変更する場合は、用途変更としては取扱わない。ただし、イ、ホ及びヘについては、以前に同趣旨の茨城県開発審査会付議基準第3の2に定める包括承認基準(以下「包括基準」という。)により許可を受けて建築した建築物を含むものとする。 イ 包括基準3、同基準8又は同基準18により許可を受け建築した建築物</p>	<p>市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準</p> <p>施行 昭和53年8月24日 改正 昭和57年7月9日 改正 昭和62年8月27日 改正 平成7年10月1日 改正 平成12年4月1日 改正 平成16年2月1日 改正 平成17年5月1日 改正 平成18年4月1日 改正 平成19年2月1日 改正 平成19年10月24日 改正 平成21年4月1日 改正 平成23年5月1日</p> <p>1. 都市計画法における増築について (略) (1)～(11) (略)</p> <p>2. 法第42条又は法第43条の許可のいらない改築について (略)</p> <p>3. 法第42条又は法第43条の許可のいらない用途変更について (1) 線引日以降に法第29条又は法第43条により許可を受けて適法に立地し、かつ現に適法に使用されている以下の建築物については、当該許可時の使用目的、条件等を変更せずに申請人のみ変更する場合は、用途変更としては取扱わない。ただし、イ、ホ及びヘについては、以前に同趣旨の茨城県開発審査会付議基準第3の2に定める包括承認基準(以下「包括基準」という。)により許可を受けて建築した建築物を含むものとする。 イ 包括基準3、同基準8又は同基準12により許可を受け建築した建築物</p>

<p>口～へ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>イ、ロ (略)</p> <p>ハ、法第34条第1号許可基準[Ⅰ]により許可を受け立地した社会福祉法第2条施設,又は包括基準14により許可を受けた社会福祉施設許可を受け立地した社会福祉施設と変更しようとする社会福祉施設を規定する各根拠法</p> <p>が同じ施設(入所系施設と通所系施設の変更を伴う場合は除く。ただし,入所系施設で定員30人未満については,通所系施設とみなす。)</p> <p>二、ホ (略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>口～へ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>イ、ロ (略)</p> <p>ハ、法第34条第1号許可基準[Ⅰ]により許可を受け立地した社会福祉法第2条施設,又は包括基準15により許可を受けた社会福祉施設許可を受け立地した社会福祉施設と変更しようとする社会福祉施設を規定する各根拠法</p> <p>が同じ施設(入所系施設と通所系施設の変更を伴う場合は除く。ただし,入所系施設で定員30人未満については,通所系施設とみなす。)</p> <p>二、ホ (略)</p> <p>(注) (略)</p>
<p>付 則</p> <p>1. この基準は,昭和53年8月24日から施行する。</p>	<p>付 則</p> <p>1. この基準は,昭和57年7月9日から施行する。</p>
<p>付 則</p> <p>1. この基準は,昭和62年8月27日から施行する。</p>	<p>付 則</p> <p>1. この基準は,平成7年10月1日から施行する。</p>
<p>付 則</p> <p>1. この基準は,平成12年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則</p> <p>1. この基準は,平成16年2月1日から施行する。</p>
<p>付 則</p> <p>1. この基準は,平成17年5月1日から施行する。</p>	<p>付 則</p> <p>1. この基準は,平成18年4月1日から施行する。</p>

	<p>付 則</p> <p>1. この基準は、平成19年2月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>1. この基準は、平成19年10月24日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>1. この基準は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>1. この基準は、平成23年5月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>1. この基準は、平成24年5月18日から施行する。</p> <p>2. この基準において、茨城県開発審査会付議基準の改正（平成24年5月18日施行）前の「包括承認基準12線引日前から宅地である土地における建築行為等の許可の取扱いについて」により許可を受けて、建築した建築物については、3（1）イ「包括基準18」を「同基準の改正（平成24年5月18日施行）前の包括基準12」と読み替えるものとする。</p>
--	---